2　規程等の整備

⑴　規程の整備

地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守に関する規程を整備すること。

⑵　地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の設計書等の整備

地方税共通納税システム､利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の設計書、操作手順書等を整備すること。

⑶　セキュリティ対策基準等の整備

地方税共通納税システムのセキュリティを確保するために機構として遵守すべきセキュリティ対策基準及び実施手順書を定めること。

⑷　払込端末機の操作手順書の整備

払込端末機を操作して払込依頼情報を送信する際に、支払情報発行依頼情報又は納付情報に含まれる納付先の普通地方公共団体の指定する金融機関口座へ確実に払い込むための操作手順書を定めること。

3　人事、教育、研修等

⑴　要員管理

地方税共通納税システムの運用保守に必要な職員の配置､交替等の人事管理を適切に行うこと。また、プログラムの開発及び地方税共通納税システムの運用保守は、同一の者が行うことのないように配慮すること。

⑵　教育及び研修

地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件を開発、作成、変更及び運用保守する職員に対し、地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件のセキュリティ対策についての教育及び研修を実施し、必要な知識を習得させること。

⑶　問合せ窓口の設置

利用者を支援し、誤操作等の発生を防止するため、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件に関する問合せ窓口を設置すること。

4　緊急時体制

⑴　作動停止時に係る事務処理体制及び訓練

ア　地方税共通納税システムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により地方税共通納税システムの全部又は一部が作動停止した場合（利用者の使用に係る電子計算機から機構サーバへ支払情報発行依頼情報又は納付情報を送信できる時間帯以外の時間帯を含む。）に迅速かつ適正に対応できるよう緊急時対応計画及び連絡体制を整備すること。

イ　実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう訓練を行い、その結果に基づき行動計画及び連絡体制の改善を行うこと。

⑵　支払情報発行依頼情報、支払情報、利用者使用情報、納付情報、納付書情報及び払込依頼情報の漏えいに係る事務処理体制及び訓練

ア　支払情報発行依頼情報、支払情報、利用者使用情報、納付情報、納付書情報及び払込依頼情報の漏えいその他これに準ずる事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合（利用者の使用に係る電子計算機から機構サーバへ支払情報発行依頼情報又は納付情報を送信できる時間帯以外の時間帯を含む。）に迅速かつ適正に対応できるよう緊急時対応計画及び連絡体制（地方税共通納税システムの全部又は一部を停止する基準を含む。）を整備すること。

イ　実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう訓練を行い、その結果に基づき行動計画及び連絡体制の改善を行うこと。

⑶　総務大臣への報告

地方税共通納税システムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により地方税共通納税システムの全部又は一部が作動停止した場合又は支払情報発行依頼情報、支払情報、利用者使用情報、納付情報、納付書情報及び払込依頼情報の漏えいその他これに準ずる事態の発生のおそれがある場合は、速やかに総務大臣に報告すること。

第４　地方税共通納税システムの環境及び設備

機構及び機構委託クラウド事業者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

1　建物及び重要機能室

⑴　建物等への侵入の防止等

ア　地方税共通納税システムに係る建物及び重要機能室（以下「建物等」という。）を国内に設置すること。

イ　建物等の壁、窓、ドア等が容易に破壊されないよう必要な措置を講ずること。

ウ　建物等への侵入を検知するための措置を講ずること。

エ　重要機能室の電力及び電気通信回線の切断等を防止するための措置を講ずること。

オ　重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接触の防止について、必要な措置を講ずること。

⑵　重要機能室の配置及び構造

ア　重要機能室の配置及び構造について、セキュリティ対策及び保守が容易に行えるよう配慮すること。

イ　重要機能室について、その表示を行わない等、できるだけ所在を明らかにしないようにすること。

ウ　緊急事態発生の際の連絡設備を設ける等、重要機能室に機構との連絡を取れる体制を整備すること。

エ　電子計算機室を他の部屋と区別して専用の部屋とすること。専用の部屋を確保できない場合は、機構サーバ及び電気通信関係装置を厳重に固定し、専用保管庫により施錠保管すること。

オ　電子計算機室の常時利用する出入口を限定すること等により、侵入の防止を容易に行えるよう配慮すること。

2　障害の防止等

地方税共通納税システムの構成機器及び関連設備の障害及び損傷を防止し、検知し、並びに障害及び損傷に対する対策を図るため、必要な設備を整備すること。

3　ネットワーク設備

機構サーバと接続する電気通信回線について、支払情報発行依頼情報、支払情報、利用者使用情報、納付情報、納付書情報及び払込依頼情報を円滑に伝送するために必要な伝送速度を確保するとともに、伝送途上で情報の破壊、盗取、改ざん、消去等が生じないようにセキュリティ対策を講ずること。特に、利用者の使用に係る電子計算機から送信される支払情報発行依頼情報及び納付情報はインターネットを経由して送信されるものであること、支払情報はインターネット又は地方公共団体総合行政ネットワークを経由して地方団体サーバに送信されるものであること並びに地方団体サーバから送信される納付書情報はインターネット又は地方公共団体総合行政ネットワークを経由して送信されるものであることを踏まえ、地方税共通納税システムの各構成機器について、必要に応じ、その接続先の通信経路及びアプリケーションプロトコルの限定を行うこと。